

コンビニ交付サービスについて

三原市ではコンビニエンスストアなどの各店舗内に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）を利用した、住民票などの証明書を取得できるサービスを平成 29 年 3 月 6 日から開始しました。

ご自身の『マイナンバーカード（個人番号カード）』を使用して、店舗内に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）のタッチパネル画面を操作し、証明書を取得することができます。

操作方法についてはこちらをご覧ください。



コンビニ交付の概要

利用カード	マイナンバーカード(利用者用電子証明書付き)	
利用箇所	全国の主要コンビニ 約 56,000 店舗 ※2021 年 9 月末現在 (セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等) 利用できる店舗情報 	
利用時間帯	住民票の写し等 課税台帳記載事項証明書 印鑑登録証明書	6:30 ~ 23:00
	戸籍証明(戸籍附票を含む。)	<u>9:00 ~ 17:00</u> ※平日のみ
休日	年末・年始(12月29日から1月3日) 施設・機器の点検整備日	
証明の種類	住民票の写し、住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書 課税台帳記載事項証明書(所得証明書) 戸籍附票の写し、戸籍の全部(個人)事項証明書	

※戸籍・戸籍附票は、三原市に本籍地がある方のみ取得できます。

三原市外に本籍地のある方は、戸籍・戸籍附票のコンビニ交付サービスがあるかどうか、ご自身の本籍地市区町村に各自お問い合わせください。

※印鑑登録証は、窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける場合に提示が必要です。

お問合せ先	マイナンバーカード、住民票等の証明について
	三原市 生活環境部 市民課 0848-67-6047
	課税台帳記載事項証明書について
	三原市 財務部 税制収納課 0848-67-6034

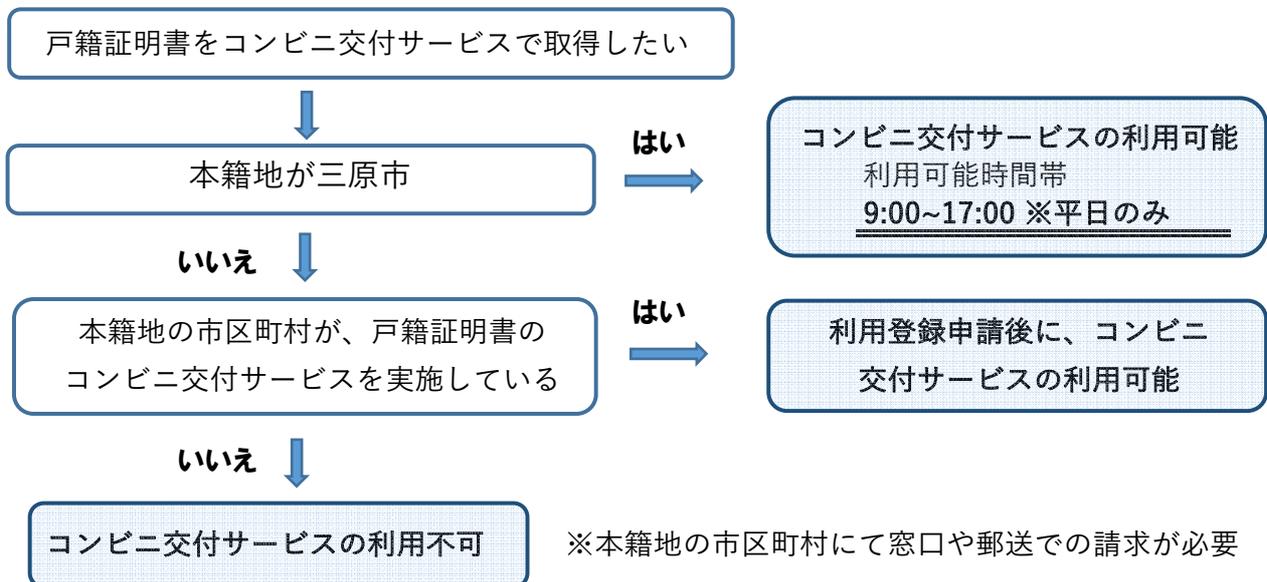
本籍地の戸籍証明書の取得方法

三原市外に本籍地のある方が「コンビニ交付サービス」で戸籍に関する証明を取得する場合、本籍地の市区町村へ戸籍証明書のコンビニ交付利用登録申請が必要となります。

※ 本籍地の市区町村が戸籍証明書のコンビニ交付を実施している方が対象です。
戸籍・戸籍附票のコンビニ交付サービス対応について、事前に、ご自身の本籍地である市区町村へお問い合わせください。

※ 三原市が住所地・本籍地の場合は、利用登録申請は不要です。

【戸籍証明書取得のフローチャート】



【利用登録申請の方法】

本籍地の市区町村へ利用登録申請を行うためには、下記の方法があります。
各操作方法については、QRコードからご覧ください。

1. キオスク端末による申請



2. インターネット端末による申請 ※



※インターネット申請時は、ICカードリーダーが必要ですが、また、利用する機器によって操作方法が異なりますので、ご注意ください。

▼ICカードリーダー一覧
(マイナンバーカード対応)



▼申請に利用する機器について

